

(旅費)

第1条 この会の会員が、会長の命令により出張した場合は、次のとおり旅費を支給する。

- (1) 交通費は、宮崎県の旅費規程第17条に合わせ、距離1kmにつき定額を乗じた額を支給する。高速道路を使用する場合には、高速料金を支給する。また、同一市町村の移動の場合には、一定額を支給する。
- (2) 航空料金は実費を支給する。
- (3) 船賃は実費とし、等級のある場合は、中級とする。
- (4) 車賃は実費として、定期バスのない路線については、タクシー料金の実費を支給する。
- (5) 日当は日数に応じ、宿泊料は旅行中の泊数に応じ、別表1の基準により支給する。
- (6) 会長（代理含む）が、用務終了後、大会や審査会等で会員の活動状況を把握するために延泊する場合、日当及び宿泊料をその日数、泊数に応じ、別表1の基準により支給することができる。

別表1 旅費基準

区分	日当	宿泊料	
会長	6,000円	県内 8,000円	県外 11,000円
副会長	5,000円		
理事	4,000円		
一般	3,000円		
審査の長	6,000円		
審査員	5,000円		
講習会講師	5,000円		

(規定の改廃)

第2条 この規定の改廃は、理事会（宮崎県弓道連盟規約第22条を適用）及び評議員会（同規約第25条を適用）の議決による。

附則

昭和51年3月1日施行

平成11年3月21日一部改正

平成20年3月16日一部改正

平成25年3月10日一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

令和6年3月10日一部改正「第1条(1)(2)を(1)全面改正し、(3)項を(2)に改め以下繰り上げる。」し、令和6年4月1日から施行する。